

## 佐賀県認知症介護実践研修実施法人指定要綱

### 1 趣旨

この要綱は、佐賀県認知症介護研修事業実施要綱の規定に基づき、認知症介護実践研修の実施主体として知事が指定する法人（以下「指定法人」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 概要

#### (1) 指定期間

令和6（2024）年4月25日～令和9（2027）年3月31日

#### (2) 指定方法

書類選考による審査を実施し、指定する法人を選定する。ただし、原則として指定する法人は4法人以内とする。

### 3 事務の内容

#### (1) 対象の研修

- ① 佐賀県認知症介護実践者研修（受講料 48,000 円（令和5年度実績））
- ② 佐賀県認知症介護実践リーダー研修（受講料 60,000 円（令和5年度実績））

#### (2) 主な業務内容

- ・ 研修日程の調整
- ・ 講師、演習指導者等の選定、依頼、報償費旅費の支払い
- ・ 会場の選定、予約、賃借料の支払い
- ・ 研修申込者の募集、受付
- ・ 開催通知の発送
- ・ 研修に係るテキスト及び資料の作成、配布
- ・ 会場設営・撤去及び準備物・機材の搬入搬出
- ・ 研修受付（出欠管理）、進行
- ・ 修了証明書の発行、交付
- ・ 修了者名簿の作成
- ・ 研修事業計画、計画の変更及び研修事業実績報告に関する書類の知事への提出

#### 4 指定の要件

知事は、次の要件を満たすと認められる場合、研修実施法人として指定することができるものとする。

- (1) 県内に主たる事務所を有する法人であること。
- (2) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務処理体制及び研修事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。
- (3) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、適正な経理処理ができること。
- (4) 研修事業の受講者に対して中立性、公平性が確保できること。
- (5) 研修事業を継続的に実施する能力があること。
- (6) 研修事業を実施することにより、法人自体が遵守すべき他の関係法令等の違反にならないこと。
- (7) 破産者で復権を得ない者に該当しないこと。
- (8) 団体の役員等に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (9) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の(ア)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - (ア)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (イ)暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (ウ)暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (エ)自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (オ)暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (カ)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (キ)暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (10) 会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っていないこと。
- (11) 申請の時点において、本県から入札の参加者資格を取り消されていないこと。
- (12) 申請締切日以前6ヶ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していないこと。
- (13) 直近1年間の消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税を滞納していないこと。
- (14) 宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと。

## 5 留意事項

- (1) 指定法人は、認知症介護指導者研修修了者の協力を受け、研修を実施するものとする。
- (2) 個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、退職後にあっても、当該事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- (3) 指定法人は、県が出席を要請した会議等に出席するものとする。また、必要な範囲において県が実施する業務及び各種調査等に協力するものとする。
- (4) 指定法人は、研修の実施について、大規模災害及び感染症の影響が生じると判断した場合は、研修開催方法等について県と協議するものとする。

## 6 指定の申請等

- (1) 研修実施法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知事に、認知症介護実践研修実施法人指定申請書（様式第1号）及び添付書類を提出するものとする。

- ①法人概要（様式1-1）
- ②誓約書（様式1-2）
- ③申請者の定款、寄付行為及びその登記事項証明書
- ④納税証明書（法人税、消費税及び法人事業税について未納の税額がないことの証明）
- ⑤過去2年間の決算書類
- ⑥医療保健福祉分野の研修会の実績について（様式1-3）
- ⑦研修実施上の基本方針（様式1-4）
- ⑧研修を運営する組織図・職員配置状況（見込み）（様式1-5）
- ⑨研修に係る講師・指導者の確保状況（見込み）（様式1-6-1、様式1-6-2）
- ⑩研修会場の確保状況（見込み）（様式1-7-1、様式1-7-2）
- ⑪研修カリキュラム及び研修スケジュール（様式1-8-1、様式1-8-2）
- ⑫事業費収支見込（様式1-9-1、様式1-9-2）
- ⑬個人情報保護の対応・コンプライアンス体制について

- (2) 上記6（1）の提出期限及び提出場所は次のとおりとする。

提出期限：令和6年4月19日（金）17時必着

提出場所：佐賀県庁新館3階長寿社会課

- (3) 知事は、上記6（1）により提出された申請書の内容を審査し、指定の要件を満たすと認められるときは、研修実施法人としての指定を行い、申請者に通知するものとする。
- (4) 知事は、研修実施法人として指定をしないときは、申請者に対し、その旨通知するものとする。

- (5) 提出書類の返却は行わない。
- (6) 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とする。

## 7 指定後の留意事項

### (1) 補助金の申請

指定法人は、佐賀県認知症介護実践リーダー研修事業費補助金交付要綱に基づき、佐賀県認知症介護実践リーダー研修に係る補助金の申請をすることができる。

補助金額は、補助対象経費から、受講料その他の収入を控除した額について、予算の範囲内において知事が定める額とする。

### (2) 調査及び指導

- ① 知事は、必要があると認めるときは、指定法人に対し必要な事項の報告及びこれに関する書類の提出を求め、又は指定法人の事務所等において実地に調査できるものとする。また、研修事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、指定法人に対して改善指導を行うことができるものとする。
- ② 知事は、①に基づく改善指導に指定法人が従わない場合には、改善が認められるまで研修事業の中止を命ずることができるものとする。

### (3) 指定の取消し

- ① 知事は、指定法人が、次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。
  - ア 不正な手段により指定を受けたとき。
  - イ 研修事業の内容に虚偽があったとき。
  - ウ 2の指定の要件を満たすことができなくなったと認められるとき。
- ② 知事は、①の指定の取消しを行う場合においては、指定法人に対し聴聞を行うものとする。

## 8 研修事業計画の提出等

(1) 指定法人は、知事に、毎年度、あらかじめ認知症介護実践研修事業計画書（様式第2号）及び次に掲げる添付書類を提出し、その承認を受けるものとする。

- ① 研修日程
- ② 研修を行う施設の名称及び所在地
- ③ 研修カリキュラム
- ④ 講師氏名、履歴、担当科目
- ⑤ 募集案内等受講対象者に提示する書類
- ⑥ 収支予算書（研修開催最少人員を30名として、事業費収支見込みを記載すること）
- ⑦ その他研修実施に必要な書類

- (2) 指定法人は、(1)で承認を受けた計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事に、認知症介護実践研修事業変更届出書(様式第3号)を提出し、その承認を受けるものとする。

#### 9 研修事業実績報告書の提出

指定法人は、知事に、研修終了後2月以内に認知症介護実践研修事業実績報告書(様式第4号)及び次に掲げる添付書類を提出するものとする。

- (1) 研修日程
- (2) 研修を行った施設の名称及び所在地
- (3) 研修カリキュラム
- (4) 講師氏名、担当科目
- (5) 修了者人数及び修了者名簿
- (6) 収支決算書
- (7) その他研修実施に必要な書類

#### 10 研修事業の廃止の届出

指定法人は、研修事業を廃止するときは、あらかじめ知事に、認知症介護実践研修事業廃止届出書(様式第5号)を提出し、その承認を受けるものとする。

#### 11 その他

この要綱に定めるもののほか、指定事務等の実施に関し必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

#### 付則

この要項は、平成21年3月16日から施行する。

#### 付則

この要綱は、平成30年1月16日から施行する。

#### 付則

この要綱は、令和3年1月5日から施行する。

#### 付則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 所在地

法人名

代表者名

認知症介護実践研修実施法人指定申請書

佐賀県認知症介護実践研修実施法人の指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- ①法人概要（様式 1-1）
- ②誓約書（様式第 1-2）
- ③申請法人の定款、寄付行為及びその登記事項証明書
- ④納税証明書（法人税、消費税及び法人事業税について未納の税額がないことの証明）
- ⑤過去 2 年間の決算書類
- ⑥医療保健福祉分野の研修会の実績について（様式 1-3）
- ⑦研修実施上の基本方針（様式 1-4）
- ⑧研修を運営する組織図・職員配置状況（見込み）（様式 1-5）
- ⑨研修に係る講師・指導者の確保状況（見込み）（様式 1-6-1、様式 1-6-2）
- ⑩研修会場の確保状況（見込み）（様式 1-7-1、様式 1-7-2）
- ⑪研修カリキュラム及び研修スケジュール（様式 1-8-1、様式 1-8-2）
- ⑫事業費収支見込（様式 1-9-1、様式 1-9-2）
- ⑬個人情報保護の対応・コンプライアンス体制について

## 法人概要

年 月 日現在

1 法人名

2 所在地 〒

3 代表者  
(氏名)  
(住所)

4 電話 FAX

5 設立年月日

6 沿革  
様式任意 (パンレット等でも可)

7 主な事業内容  
様式任意 (パンフレット等でも可)

## 誓 約 書

年 月 日

佐賀県知事 様

所在地  
法人名  
代表者氏名

認知症介護実践研修実施法人指定申請書の提出に際し、下記事項については、事実と相違ないことを誓約します。

当該誓約に違反があった場合には、それまで費やした費用を賠償することなしに、県が一方的に選定結果を取り消す権利を有することに合意します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 県内に主たる事務所を有する法人であること。
- 2 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務処理体制及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。
- 3 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、適正な経理処理ができること。
- 4 研修事業の受講者に対して中立性、公平性が確保できること。
- 5 研修事業を継続的に実施する能力があること。
- 6 研修事業を実施することにより、法人自体が遵守すべき他の関係法令等の違反にならないこと。
- 7 破産者で復権を得ない者に該当しないこと。
- 8 団体の役員等に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- 9 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の(ア)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 10 会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っていないこと。
- 11 申請の時点において、本県から入札の参加者資格を取り消されていないこと。
- 12 申請締切日以前6ヶ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない



こと。

- 13 直近1年間の消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税を滞納していないこと。
- 14 宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと。



様式 1 - 4

## 研修実施上の基本方針

1 研修の目的を踏まえた基本方針

2 研修の実施を希望する目的・理由

3 その他、独自の提案事項

## 研修を運営する組織図・職員配置状況（見込み）

### 1 組織図

※組織図は、わかりやすく図式化したものを示してください。（パンフレット等でも可）

### 2 研修に従事する職員配置（見込み）

所 属	役 職	氏 名	研修に関する担当事務	勤務形態

※勤務形態は、常勤・非常勤等ご記入ください。

### 認知症介護実践者研修に係る講師・指導者の確保状況（見込み）

#### 講師・指導者

	氏名	所属名、担当科目等	研修課程・講義内容
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

※研修課程は、参考資料「認知症介護実践者研修標準カリキュラム」を参照して記載すること。

※「所属名、担当科目等」欄及び「研修課程・講義内容」欄に記入できない場合は、任意の様式に必要事項を記入して提出しても構いません。

認知症介護実践リーダー研修に係る講師・指導者の確保状況（見込み）

講師・指導者

	氏名	所属名、担当科目等	研修課程・講義内容
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

※研修課程は、参考資料「認知症介護実践リーダー研修標準カリキュラム」を参照して記載すること。

※「所属名、担当科目等」欄及び「研修課程・講義内容」欄に記入できない場合は、任意の様式に必要事項を記入して提出しても構いません。

## 認知症介護実践者研修会場の確保状況（見込み）

### 研修会場

	会場名	所在地	日程	定員
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※研修会場については、応募時点で想定している会場を記入してください。

※オンラインで開催する場合は、講師や進行役の対応拠点、ウェブ会議システム（Zoom、WebEX など）を「所在地」欄に記入してください。

### 認知症介護実践リーダー研修会場の確保状況（見込み）

#### 研修会場

	会場名	所在地	日程	定員
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※研修会場については、応募時点で想定している会場を記入してください。

※オンラインで開催する場合は、講師や進行役の対応拠点、ウェブ会議システム（Zoom、WebEX など）を「所在地」欄に記入してください。



## 研修カリキュラム

### 認知症介護実践者研修カリキュラム

科目	講師等氏名	内容	時間等

### 認知症介護実践リーダー研修カリキュラム

科目	講師等氏名	内容	時間等

※申請時点で予定している内容を記入してください。

※この様式に記入できない場合は、別紙により作成しても構いません。

研修スケジュール

認知症介護実践者研修

	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
上旬													
中旬													
下旬													

認知症介護実践リーダー研修

	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
上旬													
中旬													
下旬													

※ 募集時期、受講者決定時期、研修実施時期（講義・実習・報告会等）及び講師の事前打合せ等年間のスケジュールの予定を記入してください。

### 認知症介護実践者研修事業費収支見込

収入

項 目	積算根拠	収入額
受講料		
合 計		

支出

項 目	積算根拠	支出額
合 計		

※受講者数を 30 名とし、収支見込みを記載すること。

※支出内容を明確にし、諸経費等の項目としないでください。

### 認知症介護実践リーダー研修事業費収支見込

収入

項 目	積算根拠	収入額
受講料		
合 計		

支出

項 目	積算根拠	支出額
合 計		

※受講者数を 10 名とし、収支見込みを記載すること。

※支出内容を明確にし、諸経費等の項目としないでください。

様式第2号

年 月 日

佐賀県知事 様

所在地

法人名

代表者名

### 認知症介護実践研修事業計画書

認知症介護実践研修事業について、下記のとおり実施しますので、関係書類を添えて提出します。

#### 記

##### 添付書類

- ① 研修日程
- ② 研修を行う施設の名称及び所在地
- ③ 研修カリキュラム
- ④ 講師氏名、履歴、担当科目
- ⑤ 募集案内等受講対象者に提示する書類
- ⑥ 収支予算書
- ⑦ その他研修実施に必要な書類

様式第3号

年 月 日

佐賀県知事 様

所在地

法人名

代表者名

認知症介護実践研修事業変更届出書

認知症介護実践研修事業の内容を下記のとおり変更したいので、届出書を提出します。

記

1 変更内容

変 更 前	変 更 後

2 変更日時

年 月 日

3 変更理由（必要時、関係書類を添付すること）

様式第4号

年 月 日

佐賀県知事 様

所在地

法人名

代表者名

### 認知症介護実践研修事業実績報告書

認知症介護実践研修事業について、下記のとおり実施しましたので、関係書類を添えて提出します。

#### 記

##### 添付書類

- ① 研修日程
- ② 研修を行った施設の名称及び所在地
- ③ 研修カリキュラム
- ④ 講師氏名、担当科目
- ⑤ 修了者人数及び修了者名簿
- ⑥ 収支決算書
- ⑦ その他研修実施に必要な書類

様式第5号

年 月 日

佐賀県知事 様

所在地

法人名

代表者名

認知症介護実践研修事業廃止届出書

認知症介護実践研修事業について、下記のとおり廃止したいので、届出書を提出します。

記

1 廃止日

年 月 日

2 廃止理由



# 認知症介護実践者研修の標準カリキュラム

参考資料

講義・演習：24時間（1,440分）

実習：課題設定240分、職場実習4週間、実習のまとめ180分

科目	目的	内容	時間数	区分
1 認知症ケアの基本				
(1) 認知症ケアの理念・倫理と意思決定支援	認知症の人が望む生活を実現するため、認知症ケアの歴史的変遷や認知症ケアの理念、認知症の原因疾患、中核症状、行動・心理症状（BPSD）の発症要因、認知症ケアの倫理や原則、認知症の人の意思決定支援のあり方について理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症ケアの理念と我が国の認知症施策</li> <li>・ 認知症に関する基本的知識</li> <li>・ 認知症ケアの倫理</li> <li>・ 認知症の人の意思決定支援</li> <li>・ 自己課題の設定</li> </ul>	180分	講義・演習
(2) 生活支援のためのケアの演習1	食事・入浴・排泄等の基本的な生活場面において、中核症状の影響を理解した上で、認知症の人の有する能力に応じたケアとしての生活環境づくりやコミュニケーションを理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活支援のためのケア</li> <li>・ 認知症の生活障害</li> <li>・ 認知症の人の生活環境づくり</li> <li>・ 中核症状の理解に基づくコミュニケーション</li> <li>・ 生活場面ごとの生活障害の理解とケア</li> </ul>	300分	講義・演習
(3) QOLを高める活動と評価の観点	認知症の人の心理的安定やQOL（生活・人生の質）向上を目指す活動に関する基本的知識、展開例、評価の観点と方法について理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アクティビティの基礎的知識と展開</li> <li>・ 心理療法やアクティビティの評価方法</li> </ul>	60分	講義・演習
(4) 家族介護者の理解と支援方法	在宅で介護する家族支援を実践する上で、その家族の置かれている状況や心理、介護負担の要因を理解し、必要な支援方法が展開できる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族介護者の理解</li> <li>・ 家族介護者の心理</li> <li>・ 家族介護者の支援方法</li> </ul>	90分	講義・演習
(5) 権利擁護の視点に基づく支援	権利擁護の観点から、認知症の人にとって適切なケアを理解し、自分自身の現状のケアを見直すとともに、身体拘束や高齢者虐待の防止の意識を深める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利擁護の基本的知識</li> <li>・ 権利侵害行為としての高齢者虐待と身体拘束</li> <li>・ 権利擁護のための具体的な取り組み</li> </ul>	90分	講義・演習

<p>(6) 地域資源の理解とケアへの活用</p>	<p>関係職種、団体との連携による地域づくりやネットワークづくり等を通じて、既存の地域資源の活用や認知症の人が地域で自分らしく暮らし続けるための地域資源の開発の提案ができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の人にとっての地域資源と実践者の役割</li> <li>・ インフォーマルな地域資源活用</li> <li>・ フォーマルな地域資源活用</li> <li>・ 地域資源としての介護保険施設・事業所等</li> </ul>	<p>120分</p>	<p>講義・演習</p>
<p>2 認知症の人への具体的支援のためのアセスメントとケアの実践</p>				
<p>(1) 学習成果の実践展開と共有</p>	<p>認知症介護実践者研修におけるこれまでの学習成果を踏まえ、自施設・事業所での自らの認知症ケアを実践することにより、研修で得た知識を実践において展開する際に生じる気づきや疑問・課題を明らかにする。それらの自分自身の認知症ケア実践の課題や取り組みの方向性を検討し、他の受講者と共有することにより、知識の活用に関する幅広い視点を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の本人の声を聴く（自施設・事業所における実践）</li> <li>・ 事例収集（自施設・事業所における実践）</li> <li>・ 中間課題の発表と共有</li> </ul>	<p>60分</p>	<p>講義・演習</p>
<p>(2) 生活支援のためのケアの演習2（行動・心理症状）</p>	<p>認知症の行動・心理症状（BPSD）が生じている認知症の人に対して、行動の背景を理解した上で生活の質が高められるようチームで支援できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行動・心理症状（BPSD）の基本的理解</li> <li>・ 行動・心理症状（BPSD）の発症要因とケアの検討（事例演習）</li> <li>・ 行動・心理症状（BPSD）の評価</li> <li>・ 生活の質の評価</li> </ul>	<p>240分</p>	<p>講義・演習</p>
<p>(3) アセスメントとケアの実践の基本</p>	<p>認知症の人の身体要因、心理要因、認知症の中核症状のアセスメントを行い、具体的なニーズを導くことができるようアセスメントの基本的視点を理解する。アセスメントを踏まえた目標の設定と、目標を実現するためのケアの実践計画の作成・立案・評価ができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の人のアセスメントの基礎的知識</li> <li>・ 観察の方法とポイント</li> <li>・ アセスメントの実際（事例演習）</li> <li>・ 実践計画作成の基礎的知識</li> <li>・ 実践計画作成の展開（事例演習）</li> <li>・ 実践計画の評価とカンファレンス</li> </ul>	<p>300分</p>	<p>講義・演習</p>

3 実習				
(1) 職場実習 の課題設定	認知症の人が望む生活の実現に向けて、適切にアセスメントを行い、課題と目標を明確にした上で、ケアの実践に関する計画を作成することができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場実習のねらい</li> <li>・対象者の選定</li> <li>・課題設定</li> <li>・4週間の行動計画の作成</li> </ul>	240分	講義・ 演習
(2) 職場実習 (アセスメント とケアの実践)	研修で学んだ内容を生かして、認知症の人や家族のニーズを明らかにするためのアセスメントができる。アセスメントの内容をもとに、認知症の人の生活支援に関する目標設定、ケア実践計画及びケアの実践を展開できる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習の準備</li> <li>・実習の開始</li> <li>・報告準備</li> </ul>	4週間	実習
(3) 職場実習 評価	アセスメントやケア実践計画の実施結果を整理した上で、客観的に評価、分析し職場及び自己の認知症ケアの今後の課題を明確にすることができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場実習報告</li> <li>・ケア実践計画の評価</li> <li>・職場への報告と展開</li> </ul>	180分	講義・ 演習

# 認知症介護実践リーダー研修の標準カリキュラム

参考資料

講義・演習：31時間（1,860分）

実習：課題設定240分、職場実習4週間、実習のまとめ420分

科目	目的	内容	時間数	区分
1 認知症介護実践リーダー研修総論				
(1) 認知症介護実践リーダー研修の理解	チームにおける認知症ケアを推進する実践リーダーの役割とこの研修科目との関係性を踏まえ、研修の概要を把握する。実践リーダーとしての自己の課題を確認し、研修における学習目標を明確にする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>実践リーダーの役割</li> <li>実践リーダー研修の概要</li> <li>実践リーダーとしての課題の明確化</li> </ul>	90分	講義・演習
2 認知症の専門知識				
(1) 認知症の専門的知識	一人の「人」としての理解を踏まえつつ、行動の背景の一つである認知症の病態を理解し、ケアができるよう、最新かつ専門的な知識を得る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症に関する理解</li> <li>原因疾患別の捉え方のポイント</li> <li>医学的視点に基づいた介入</li> <li>認知症を取りまく社会的課題</li> </ul>	120分	講義・演習
(2) 施策の動向と地域展開	認知症施策の変遷と最新の動向を理解する。地域における認知症施策の展開例を知り、地域包括ケアシステムの構築に必要な関係機関との連携・参画できる知識を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症施策の変遷</li> <li>認知症施策の動向と認知症施策推進大綱の内容</li> <li>地域における認知症ケア関連施策の展開</li> </ul>	210分	講義・演習
3 認知症ケアにおけるチームケアとマネジメント				
(1) チームケアを構築するリーダーの役割	チームの構築や活性化のため、チームリーダーとしての役割を理解し、円滑にチームを運営する者であることを自覚する。次に、チームにおける目標や方針の設定の必要性を理解し、目標をふまえた実践の重要性と展開方法を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>チームの意味や目的、種類</li> <li>チームの構築及び活性化するための運用方法</li> <li>チームの目標や方針の設定と展開方法</li> </ul>	180分	講義・演習

(2) ストレスマネジメントの理論と方法	チームケアを円滑に運用するため、ストレスの仕組みと対処法を理解した上で、実践リーダーとして介護職員等のストレスの緩和やメンタルヘルスのマネジメントを実践することができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チームにおけるストレスマネジメントの意義と必要性</li> <li>・ストレスマネジメントの方法</li> </ul>	120分	講義・演習
(3) ケアカンファレンスの技法と実践	チームケアの質の向上を図るため、ケアカンファレンスの効果的な展開方法を身につけ、チームにおける意思決定プロセスの共有を実現できる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チームケアにおけるケアカンファレンスの目的と意義</li> <li>・ケアカンファレンスを円滑に行うためのコミュニケーション</li> <li>・効果的なケアカンファレンスの展開</li> </ul>	120分	講義・演習
(4) 認知症ケアにおけるチームアプローチの理論と方法	多職種・同職種間での適切な役割分担や連携にあたって、認知症ケアにおけるチームアプローチの方法を理解し、実践するための指導力を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症ケアにおけるチームアプローチの意義と必要性（まとめ）</li> <li>・認知症ケアにおけるチームの種類と特徴</li> <li>・施設・在宅での認知症ケアにおけるチームアプローチの方法</li> </ul>	180分	講義・演習
4 認知症ケアの指導方法				
(1) 職場内教育の基本視点	認知症ケアを指導する立場として、指導に関する考え方や基本的態度を学び、認知症ケアの理念を踏まえた指導に必要な視点を理解し、職場内教育の種類、特徴を踏まえた実際の方法を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成における介護職員等のとらえ方</li> <li>・指導者のあり方の理解</li> <li>・人材育成の意義と方法</li> <li>・職場内教育の意義</li> <li>・職場内教育（OJT）の実践方法</li> </ul>	240分	講義・演習
(2) 職場内教育（OJT）の方法の理解	介護職員等への指導に有効な技法の種類と特徴を理解し、職場で実践できる指導技術の基本を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場内教育（OJT）における指導技法</li> <li>・指導における活用と留意点</li> </ul>	240分	講義・演習

(3) 職場内教育 (OJT)の実践	これまでに学習した認知症ケアに関する指導技術について、食事・入浴・排泄等の介護、行動・心理症状 (BPSD)、アセスメントとケアの実践などの具体的な場面において、どのように活用していけば良いか、演習を通じて体験的に理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事・入浴・排泄等への介護に関する指導計画 (事例演習)</li> <li>・行動・心理症状 (BPSD)への介護に関する指導 (事例演習)</li> <li>・アセスメント及びケアの実践に関する計画立案の指導方法 (事例演習)</li> <li>・自己の指導の特徴の振り返り</li> </ul>	360分	講義・演習
5 認知症ケア指導実習				
(1) 職場実習の課題設定	研修で学んだ内容を生かして、職場の介護職員等の認知症ケアの能力の評価方法を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員等の認知症ケアの能力に関する評価方法の理解</li> <li>・介護職員等の認知症ケアの能力の評価方法の立案</li> <li>・実習計画の立案</li> </ul>	240分	実習
(2) 職場実習	研修で学んだ内容を生かして、職場の介護職員等の認知症ケアの能力の評価、課題の設定・合意、指導目標の設定や指導計画を作成し、指導計画に基づいた認知症ケアを指導する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症ケア能力の評価と課題の設定・合意</li> <li>・指導目標の立案方法の理解</li> <li>・指導目標に応じた指導計画の作成</li> <li>・指導計画に応じた指導の実施</li> </ul>	4週間	実習
(3) 結果報告	職場実習を通して、認知症ケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症ケア指導の実践方法に関する自己の課題の整理と考察</li> <li>・認知症ケア指導に関する方向性の明確化</li> </ul>	420分	実習
(4) 職場実習評価	指導の方法に関する課題やあり方について客観的・論理的に考察・報告し、実践リーダーとして指導の方向性を明確にできる。			